

お知らせ

平成24年6月1日から岡山県内に主たる営業所（本店又は主たる事務所）がある会社・法人等に係る次の事務につきまして、岡山県内のいずれの登記所でも取り扱うことができるようになりました。

○ 印鑑提出等に関する事務

- ・ 印鑑の提出（登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの）
- ・ 改印した印鑑の提出（登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの）
- ・ 印鑑の廃止の届出

○ 印鑑カードに関する事務

- ・ 印鑑カードの交付の請求
- ・ 印鑑カードの廃止の届出
- ・ 印鑑カードの返納，回収
- ・ 印鑑カードの紛失等による再交付に関する事務

○ 電子認証に関する事務

- ・ 電子証明書の発行の請求
- ・ 電子証明書の使用廃止の届出
- ・ 電子証明書の使用再開の届出
- ・ 電子証明書の識別符号の変更の届出
- ・ 電子証明書の再発行の請求

【注意事項】

改印した印鑑の提出については、登記された事項に変更があった場合（代表者の住所変更があった場合等）は、手続きができません。この場合は、登記事項の変更登記申請が必要です。

問合せ先

岡山地方法務局法人登記部門
(086-224-5749)